

管 区 事 務 所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03)5228-3171  
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805, Japan  
Tel. 81-3-5228-3171  
Fax. 81-3-5228-3175

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
衆議院議長 伊吹文明 様  
参議院議長 山崎正昭 様

## 特定秘密保護法を制定しないことを求める要請書

わたしたち日本聖公会正義と平和委員会は、日本国憲法の基本原理を尊重する立場から、また人間の尊厳にかかわる自由で平和な社会を求める宗教者の立場から、秘密保護法を制定しないことを強く求めます。

公表された「特定秘密の保護に関する法律の概要」は、特定秘密の指定、取扱者の制限、特定秘密の国会審議での扱い方を規定しています。当概要で示された秘匿の対象とされる情報は、広く日本市民社会の発展及び国際平和の推進に関わる情報を多く含んでおり、秘密保護法に関する法律の安易な制定、運用は民主主義の進展、善隣友好の国際関係の妨げとなる恐れがあります。

その恐れだけでなく、特定秘密保護法案には、具体的に以下のような危険性があります。

- ①「特定秘密」に指定すれば、憲法9条に反することでも行える。
- ②原発の安全性、汚染水等の情報が「テロ活動防止」を理由に国民に秘密にされる。
- ③マスメディアも国民も「漏えい教唆」で処罰の対象となり、逮捕される。実際に逮捕されなくても、取材活動を萎縮させ、国民の「知る権利」を侵害する。
- ④「表現の自由」と「知る権利」の危機により、基本的人権が侵される。

また、特定秘密保護法案は、集団的自衛権を憲法解釈によって認めようとする動きと、「国家安全保障会議」を設置しようとする動きとセットであることを危惧しなければなりません。日米軍事同盟の強化のもと、あらゆることが秘密のうちにすすめられれば、恒久の平和を念願し、再び他国を侵略・戦争をしないという決意で作られた日本国憲法をも脅かすこととなります。

当概要に関するパブリックコメントには9万件を超える意見が寄せられ、その8割が反対意見であったといいます。パブリックコメントに示された国民の意見を尊重し、秘密保護法を制定しないことを強く求めます。

以上

2013年11月18日

宗教法人日本聖公会  
正義と平和委員会  
委員長 主教 洪澤一郎  
同委員会憲法プロジェクト